

三陸の海を放射能から守る 岩手の会

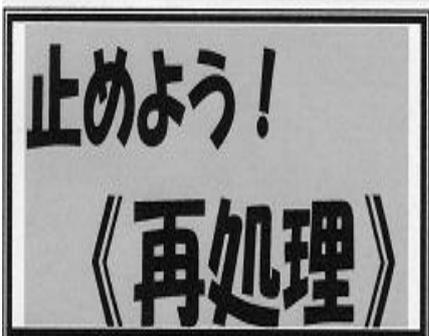
《略称》三陸の海・岩手の会

郵便振替 02240-5-102650

ホームページ

《再処理／岩手の環境》

<http://sanriku.my.coocan.jp/>



《天恵の海》

2014(平成26)年

6月26日

第142号

編集事務局 S.Oshida

TEL・FAX 019-623-1636

放射線物質規制 環境基本法体系の整備を!

一昨年、環境基本法が改正され、放射性物質も環境汚染物として規制されることになりました。しかし、厳密に改定されるべき法体系は不備のまま

です。豊かな三陸の海を守る会総会で、当会世話人の永田文夫さんが環境法の整備を訴え、講演を行いました。その要旨をお知らせします。

福島原発事故の教訓
二〇一二年六月、原子力規制委設置法が成立し、同時に環境基本法第十三条が削除されて、環境基本法が「放射性物質」も含めた全てを一元的に規制することになりました。これまでは原子力を推進してきた経済産業省内の原子力安全・保安院が監視もして来ましたが、これでは「推進ありきの規制」で、安全は二の次とされま

原子力規制委員会の任務は何か

福島原発事故の教訓

事故を引き起こしてしまいました。

福島原発事故は放射能公害として世界史に残る大事件です。したがって、環境汚染・公害防止の観点から放射性物質を規制する委員会が設置されたのは当然で、原子力規制委員会設置法には、原子力施設の規制のみではなく、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全(中略)に資することを目的とする」とあります。



放射性物質関連法の現状 政府答弁書から見えてくるもの 講師 永田文夫

(経過) 昨年五月、政府要請行動を行い「放射性物質による環境汚染防止法体系の厳正整備の要請書」を総理大臣と原子力規制委員長、環境大臣へ提出。川田龍平参議院議員から質問主意書が提出され、七月に政府答弁書を受け取りました。

放射性物質も公害物質とする しかし環境基準は後回し

環境基本法第十三条改正(削除)で従来の環境個別法は改定されねばなりません。しかし昨年五月、国会に提出された「水質汚濁防止法」「大気汚染防止法」「環境影響評価法」の改正案はあまりに不十分でした。私たちの提出した要請書の主な内容を述べます。

「放射性物質環境基準」は検討中

まず環境基本法改正により政府は「放射能規制に関わりどのような施策を行ったのか」と質しました。政府答弁書では「原子炉等規制法に基づく原子炉等の設置運転等の規制」、「大気汚染防止法や水質汚濁防止法などによる監視モニタリングの強化」でした。環境基本法第十五条による「有害物質の環境基準」については「検討中」と答えています。如何にモニタリングを行っても環境基準がなければ汚染は防げません。原子力規制委員会は「原発の安全審査」のみに比重をおき、環境汚染防止や住民避難についてはなおざりです。

公害罪でも一歩後退

福島原発事故責任者は「公害罪」に該当しないかと質しました。答弁書では「公害罪の適用は事実関係に即して判断すべき」で「罰則



放射性物質関連法の動き

- 2011. 3. 11 福島原発事故
- 2012. 6 原子力規制委設置法。環境基本法 13 条改正
- 2012. 8 福島原発事故由来放射能対策特措法制定
- 2012. 9 原子力規制委員会発足
- 2012. 11 中央環境審議会提言
- 2013. 6 環境防止個別 4 法案

強化は考えていない」と答えています。放射性物質も環境法の公害物質

再処理工場のトリチウム濃度 福島地下水放出の十一万倍！

福島原発事故地下水海 洋放出の濃度基準

福島原発の地下水をパイパスを通して海へ放出することが始まりました。その規制値はトリチウムが「一五〇〇ベクレル／リットル以下」です。原発の規制基準は「六万ベクレル／リットル以下」ところが六ヶ所再処理工場ではアクティブ試験（二〇〇六～八年）の海洋放出廃液のトリチウムの最高濃度は、実に「一億七〇〇〇万ベクレル／リットル」（二〇〇七年十月二日）です。福島の汚染水の十一万倍です。

「レベル7」でもクリア

私たちは「福島事故の放出ガスのモニタリング値は平常の原発の基準値を超えたのか？」と質問しました。

答弁書では「単純に比べることは不適切だ」とし「事故後の三月二

日には濃度限度を上回ったのはヨウ素131など五つ。下回ったのはセシウム134、137だった」と答えています。これは福島原発の敷地境界の一時あたりの数値のほすです。原発の大気の規制値は「三ヶ月の平均」ですが原発事故の時、原発敷地内で五核種が一時間あたりの「平均線量限度」を超えたとしても、「三ヶ月の平均空間線量率」では基準を超えることはまずありません。一～三ヶ月後に測ったら放射能値はずつと下がります。要するに原発周辺濃度規制は事故があつてもクリアしてしまうほど緩い規制なのです。

焼却による被曝の危険

私たちは「放射能汚染物の焼却処理は中止して欲しい」とし、「従業員教育はどうなのか？」

と質問しました。これに対する答弁は「焼却炉の九九%の放射能灰は回収出来る」という言い分です。「世界の焼却炉の三分の二は日本にある」と言われますが、アメリカでは原子力施設で放射能汚染物の焼却は一基だけを対策を施して認められています。一般のごみも焼却せず埋め

たてているそうです。答弁書には「放射性セシウムが一キログラムあたり一万ベクレルを越える場合には、従業員に特別な放射線防護の教育を行う」とあります。岩手でも一ノ関市で、焼却灰が三万ベクレル／kgにもなっています。今から従業員教育を行うというのでは遅すぎます。下請け労働者にはどう徹底するのかの説明もありません。

**さようなら原発
岩手集会**
7月5日(土)
岩手教育会館大ホール
10:30 集会
広瀬 隆さん講演
『原発再稼働一許されな
いこれだけの理由』
集会後 デモ
主催:岩手県実行委員会

豊かな三陸の海を守る会総会



豊かな三陸の海を守る会の平成二六年度総会が六月一日宮古市内で開催され放射性物質の環境放出規制法体系整備を政府に要求する行動の強化が確認されました。

請願行動の成果

総会では、「結成以来進めてきた『放射能海洋汚染防止法制定』の請願行動は、環境法の不備を訴える意義ある運動だった」「昨年環境基本法第十三条が削除され、去年六月に水質汚濁防止法や大気汚染防止法

放射能公害防止の国会を開催せよ！

「放射能対策特措法」は 三年経過で再検討

福島原発事故由来の放射能対策特措法の附則には、「三年経過で再検討する」と決められています。今年八月三十一日以降再検討されることになりました。

かつて、一九七〇年には「公害国会」が開催され公害防止の法整備がなされました。私達は要請書に、あの一九七〇年のように放射能公害を総括的に国会で審議し法整備を果たすべき

などが改正されたが放射性物質の環境基準も作られず、放射能規制措置は不十分である」と語られました。

放射能汚染防止の 要求行動を進める

そして、三月二六日に宮古で開催された弁護士山本行雄氏（札幌市在住、「市民ネットワーク北海道」の『放射性物質と環境を考える』と題する講演会は大きな意義があった。今後、山本弁護士らの進める北海道各地の、放射能被害から命と暮らしを守る運動と連帯し、全国にも呼びかけて七月一八日に政府へ要請行動を行うと確認しました。

平泉町議会 甲状腺検査請願を採択

六月一七日平泉町議会本会議は市民グループが提出していた「子供たちの甲状腺検査を求めめる請願」を全員賛成で採択しました。総務教務委員長から「委員会では検査を希望する住民へは町単独で受検出来るように配慮すべきとの意見があった」という報告が付加えられました。